

日 時 令和5年(2023年)7月11日(火) 9時00分～11時00分

場 所 総合教育センター 2階 研修室

出席者 新井 肇 会長 菰口 太志 副会長 青木 健司 委員
安達 絵里 委員 池田 修一 委員 石崎 和美 委員
市川 伊久雄 委員 太田 弘子 委員 高城 裕佳子 委員
月江 利幸 委員 林 明美 委員 廣重 久美子 委員
前田 久美子 委員 松本 喜美子 委員 松山 和久 委員
山口 功子 委員

欠席者 仲野 由季子 委員

傍聴者 0名

司 会 皆様こんにちは。本日は、御多用の中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、令和5年度第1回伊丹市いじめ防止等対策審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます伊丹市教育委員会事務局学校指導課の坂上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、録音をさせていただくことにつきまして、御了解いただきますようお願いいたします。（ボイスレコーダー設置）

はじめに、委嘱状及び任命状を交付いたします。任期満了に伴い、今年度から3年間、17名全ての委員を新たに委嘱及び任命させていただきます。大変失礼かと存じますが、時間の都合上、机上に置かせていただき、交付にかえさせていただきます。

それでは、主催者を代表しまして、木下教育長より御挨拶を申し上げます。

木下教育長 皆様おはようございます。1学期も残すところあと一週間となりました。お忙しいところかとは存じますが、第1回いじめ防止等対策審議会にお集まりいただきありがとうございます。普段から伊丹市の子どもの健全育成にご協力いただき感謝いたします。

新型コロナウイルスについては、最近増加傾向にあるようですが2類から5類へと変更になり、学校でもコロナ前の賑わいが戻ってきました。この3年間、学校においても色々と影響を受けましたが、マイナスなことばかりではなく、タブレットやデジタル教材の導入等、学校における情報化が進みました。今後、コロナ禍で学んだことを、行事の効率的な運営など、学校でも活かしていく必要があると考えております。

いじめ防止等対策審議会は、本市のいじめ対策の中核的な組織であります。2013年に制定され、その翌年2014年に組織が制定されました。会長を新井委員に務めていただき、毎年いじめ防止フォーラムや、基本方針の見直しを行っていただいております。昨年度は、いじめアンケートの見直しについて協議いただきました。教員や児童生徒の中でのいじめに対する認識は上がってきているように思います。

新井委員には、先週校園長・所長会で生徒指導提要についても御講話いただき、今後の生徒指導の在り方や子供の本質理解について様々な示唆をいただきました。中でも印象に残っている言葉は、「教育は子供が没頭できるものを見つける営みである」、「生徒指導提要の改訂には子供の権利条約を踏まえている」、「させる指導から支える指導へと舵を切った」という部分です。

私は、理念だけでなく、具体的な施策が伴わないといけないと考えております。理念と施策が一体になって初めて効果をなします。こども基本法が4月に制定され、国においては異次元の支援を掲げておりますが、本市においても令和5年は子供の最善の利益を教育方針に掲げております。学校教育においても、行事の在り方や校則の見直しなど、子供の意見をしっかりと反映させていきたいと考えております。

本日は、いじめの現状の報告や基本方針について見直しを行っていただくというところでございます。皆様からの忌憚のない意見を出していただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 次に、令和5年度伊丹市いじめ防止等対策審議会委員の皆様の紹介に入らせていただきます。

審議会委員名簿を御覧ください。なお、委員については、50音順での掲載とさせていただきます。

これより、名簿の順に御紹介をさせていただきます。

- ①兵庫県立川西こども家庭センター所長
青木 健司（あおき けんじ）委員です。
- ②兵庫県弁護士会安達法律事務所
安達 絵里（あだち えり）委員です。
- ③関西外国語大学教授
新井 肇（あらい はじめ）委員です。
- ④伊丹市教育委員会事務局学校指導課 SSW
池田 修一（いけだ しゅういち）委員です。
- ⑤伊丹市人権擁護委員協議会代表
石崎 和美（いしざき かずみ）委員です。
- ⑥伊丹市自治会連合会会長
市川 伊久雄（いちかわ いくお）委員です。
- ⑦伊丹市 PTA 連合会代表
太田 弘子（おおた ひろこ）委員です。
- ⑧伊丹市立中学校長会代表
菰口 太志（こもぐち ふとし）委員です。
- ⑨臨床心理士の
高城 裕佳子（たき ゆかこ）委員です。
- ⑩伊丹警察署生活安全課長
月江 利幸（つきえ としゆき）委員です。
- ⑪医師の
仲野 由季子（なかの ゆきこ）委員です。本日、御欠席と伺っております。
- ⑫伊丹市少年補導委員連合会会長
林 明美（はやし あけみ）委員です。
- ⑬伊丹市教育委員会事務局学校教育部長
廣重 久美子（ひろしげ くみこ）委員です。
- ⑭伊丹市民生委員児童委員連合会代表
前田 久美子（まえだ くみこ）委員です。
- ⑮伊丹市人権・同和教育研究協議会会長
松本 喜美子（まつもと きみこ）委員です。
- ⑯伊丹市立小学校長会代表
松山 和久（まつやま かずひさ）委員です。
- ⑰伊丹市立幼稚園長会代表
山口 功子（やまぐち なるこ）委員です。

以上、17名の委員により、令和5年度伊丹市いじめ防止等対策審議会を構成いたします。皆様、よろしくお願いいたします。

次に、会長・副会長の選任でございますが、いかがでしょうか。事務局案を提案させていただきますてもよろしいでしょうか。

事務局案としまして、会長は新井委員、副会長に菰口委員を提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【拍手・承認】

ありがとうございます。それでは、会長に新井委員、副会長に菰口委員、よろしく

お願いいたします。新井会長、菰口副会長につきましては、前の座席への移動をお願いいたします。

【会長・副会長座席移動】

それでは、会長に御挨拶いただきますとともに、新井会長に進行のバトンをお渡しいたしますので、よろしくをお願いいたします。

新井会長

会長として責任の重さを感じているところでございます。いじめ防止対策推進法が施行され10年が経ち、いじめに関する認知が高まったとはいえ、依然重大事態については減少しておりません。学校においては、法の定義が浸透していないことや、理解が十分でないと感じる部分があります。社会の法化現象が進んでおりますが、学校は法律のなじみが薄いようにも感じます。そこを埋めながら、目指されるところを現実化し、いじめが少しでも減らせればと思っております。伊丹市の子供が人権意識を高め、いじめをしないように、また、いじめを認めない社会の構築のために尽力してまいります。

それでは、会議を始めるにあたり、傍聴要領について事務局からよろしく申し上げます。

司会

会議は原則として公開です。「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条「審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は、会長が別に定める。」に基づき、「伊丹市いじめ防止等対策審議会傍聴要領」第2条の傍聴定員でございしますが、「会長は、開催場所の定員等を勘案し、傍聴者の数を制限することができる」とあります。なお、傍聴希望者がその人数を上回る場合は、抽選によって傍聴者を決めることにしております。

本日は傍聴希望の方はおられません。会を進行していただければと思います。

新井会長

ありがとうございます。今後、委員の皆様へに審議をお願いするわけですが、本審議会におきましては会議録（議事録）が必要でございます。

「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条により、「会議録は会長が作成する」「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と定められております。本日の会議につきましては、青木委員と安達委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【受諾確認】

また、同じく第5条に「会議録」は「議事の要旨を記載する」こととなっておりますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

【受諾確認】

それでは、まず、「伊丹市におけるいじめの現状について」事務局よりよろしく申し上げます。

事務局

伊丹市におけるいじめの現状について御説明いたします。配布資料の1ページを御覧ください。

令和5年度伊丹市における「いじめ」問題への取組の基本的方針ですが、1つ目は、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるとともに、人権に関わる問題であり、絶対に許されるものではないという認識の下、『しない、させない、許さない』という姿勢を、学校の内外を問わず、子供に関わるすべての大人が共有すべきものである。」ということです。各学校においては、教師に対して、いじめの芽がないか、感度高く見守るように指導しております。また、子供に対しては、道徳や学活等において、「いじめ」について考える時間をもったり、アンケート調査実施時に、いじめの定義を確認したり、いじめは許されないものであるということ

確認したりしています。

2つ目は、「いじめ防止フォーラムの開催や、リーフレット等の配布・啓発を通して、市民のいじめ防止に関する意識を高め、市民総がかりで「いじめ」の問題に取り組む。」ということです。いじめを児童生徒の問題であると捉えるのではなく、社会全体の問題であるという考えのもと、小・中学生、高校生や市民の参加を得て、対話型の取組として開催している「いじめ防止フォーラム」等の啓発を続けてまいります。

3つ目は、「いじめの積極的認知を推奨するとともに、道徳教育や体験活動の充実等を通じて、子ども達の自尊感情を高め「いじめ」を減らす取組を行う。」ということです。いじめの積極的認知については、一定浸透しつつあると考えておりますが、同時に、いじめそのものを減らす未然防止の取組を進めてまいります。

この3点を基本方針と定めて、いじめの防止等の取組に努めております。

対応につきましては、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」や、各学校で定める「学校いじめ防止基本方針」及び兵庫県教育委員会から発出された「いじめ対応マニュアル」、伊丹市教育委員会が令和4年2月7日に発出しました「児童生徒のいじめ防止等に係る取組について（通知）」等を踏まえた取組を充実させてまいります。

次に、令和4年度のいじめの状況について報告させていただきます。兵庫県、全国の数値は、現時点では未発表です。

令和4年度、本市におけるいじめの認知件数は、小学校が1,414件でした。過去最多であった令和3年度から338件減少しております。令和3年度については、コロナ禍における様々な制限が解除され、行事等も再開されるなど、学校生活が通常に戻りつつあり、それまでの制限された生活における様々なストレスが問題行動として現れ、そのことにより、いじめの認知件数の増加という形をもたらした結果、全国と同様に過去最多を更新したと考えております。昨年度の審議会においても御報告しましたように、各校において、1件1件丁寧に対応し、その都度、人間関係の修復を行い、子ども達の心の安定を図ってまいりました。令和4年度の認知件数につきましては、例年、市内統一のアンケートを6月と11月に実施していましたが、早い時期に実施することで、いじめにより苦しんでいる児童生徒の声を早く拾うことができるのではないか、という委員の皆様様の御意見を踏まえ、5月と11月に実施しました。結果、5月という早い時期に、クラス全体でいじめアンケート配布時に、いじめの定義を確認し、いじめはいけないことだという共通認識を持たせたことにより、このことによる抑止効果も一定見られたと考えております。また、子ども達自身が、コロナ禍により希薄化していた人間関係を再構築するにあたり、トラブルにならないように意識できたことも減少の理由と考えております。

2ページ、学年別認知件数の推移を御覧下さい。2年生を除き、全ての学年において令和3年度より減少しております。2年生につきましては、昨年度彼らが1年生の時には280件、今年度は347件と、前年度比124%となっております。考えられる要因につきましては、後ほど御説明いたします。3年生におきましては、彼らが2年生の時から25%減少しております。3年生は、入学時から新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた学年で、様々な経験不足等が指摘され、落ち着きが見られない、ささいなことからけんかになる等の報告を受けておりました。数値からは、一定落ち着きが見られつつあるように感じています。

次に、中学校のいじめの認知件数ですが187件でした。こちらも令和3年度と比べ16件減少しております。

中学校1年生は、昨年度の1年生と比べ18件増加しております。特定の学校において、入学時から落ち着かない状況が見られ、その結果件数が多くなったものですが、現在、当該校においては落ち着きを取り戻しつつあります。

3ページ目を御覧ください。いじめの解消状況についてです。小学校においては、解消が1,122件で79.3%、中学校は156件で83.4%となっております。①いじめに係る行為が止んで、3か月以上経過している事、②被害児童生徒、保護者が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認できたもの、という国の定める解消の2要件に当てはめて、各学校において丁寧に対応しているところです。小・中学校ともに令和3年度の同時期と比べて解消率が若干低くなっていますが、安易に解決とせず、丁寧な見守りを継続しているものと捉えています。

4 ページを御覧ください。「(3) いじめの態様の推移」についてです。小学校は、「①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、態様の割合の半数以上を占めております。割合については、昨年度と大きな相違はございませんが、「④ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする」については、コロナ禍前の平成 31 年度と比較しても増加しております。学年・男女別の被害児童を確認しましたところ、被害児童 210 人のうち、162 人 (77%) は男子児童です。そのうち、136 人 (84%) は 1～4 年生の男子児童でした。加害生徒について、問題行動報告を確認しましたところ、複数の小学校において、特定の児童が複数の児童に対して、繰り返しぶつかったり、叩いたり、ちょっかいをかけたり、嫌なことを言う等の報告を受けております。各小学校において、その都度指導をしているところですが、このような行為をいじめ行為として認知しており、児童が「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」と報告している現状がございます。全国的に問題行動の低年齢化が叫ばれていますが、同様の状況が市内の小学校においても見られています。このことについては、注意深く児童の様子を観察し、全ての児童が安心した学校生活を送ることができるように努めているところです。

5 ページを御覧ください。中学校においても、「①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が半数以上を占めています。態様に関わらず、全てのいじめについて、適切な対応をしております。

続きまして、令和 4 年度に実施した取組内容について、紹介させていただきます。6 ページを御覧ください。

まず、市教育委員会では、四角で囲んでおりますが、例年、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、皆様にお世話になり、「伊丹市いじめ防止等対策審議会」を 4 回実施しております。その内の 1 回は、社会総がかりでいじめ防止を意識することを目的とした市民フォーラムを開催しております。昨年度は、11 月 26 日 (土) に、伊丹市立産業振興センターにおいて人数を制限して開催しました。今年度のフォーラムについては、後ほど御説明と御相談をさせていただきます。また、この後の議題でもあげさせていただきますが、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」を毎年、見直しております。

「主な取組」と「いじめが発生した場合の対応」についてですが、必要に応じて、関係校への指導主事や学校問題解決支援チームのメンバーを派遣し、学校を支援する等行っております。

学校においては、各校のいじめ防止基本方針に基づいた、いじめ防止等の対応を図っております。主な取組として、

- ・ 道徳教育の充実
- ・ 学期ごとに年 3 回、定期的なアンケート調査を実施し、積極的にいじめを認知
- ・ 校内に「相談窓口」を設置し、情報をいじめ対策チームで共有
- ・ 学校問題解決支援チームによる生徒指導体制の充実

等しております。

いじめが発生した場合は、

- ・ 学校問題解決支援チームにより、いじめの対応に努め、教育委員会事務局へ報告
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と、担任教員等が連携し、心のケア
 - ・ こども福祉課、こども家庭センター、警察等の関係機関との連携
- を実施しております。

参考としまして、「いじめ防止対策推進法はいじめの定義」と平成 29 年 3 月に文部科学省が出しました「いじめ解消」についての 2 つの要件を載せております。

以上、伊丹市におけるいじめの現状についてです。御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

新井会長 ありがとうございます。今の報告について御質問はありませんか。

安達委員 いじめアンケートを実施する際に子ども達に定義を確認されていることでしたが、具体的にどういった方法で行われているのですか。

事務局 いじめアンケートについては担任が子ども達に説明して実施しております。小学

校、中学校、高校で理解が異なるため、小学校では「いやなことがあったらいじめだよ」というように、平易な言葉に直して説明しています。また、中学校や高校では定義の文言に即して説明するなど、対応しています。何より嫌なことがあったらいじめだということで、アンケートに回答するよう、伝えております。

安達委員 わかりました。ありがとうございます。

池田委員 5ページの統計ですが、令和4年に8番の「PC、スマホ、タブレットでの中傷、嫌なことをされる」という項目の数値が11.2%と、前年度に比べて上がっているようです。SNSのいじめは発見しにくいといいますが、数値が上がっている要因について何か分かることがあれば教えてください。学校でもSNSの研修がかなり進んでいるように感じます。研修の後に認知件数が増えるということも聞きます。そういったことも関係するのかもしれないと思いますが、もし要因がわかれば教えてください。

事務局 市内の中学校においては全校で警察等関係機関によるサイバー講演を行っています。講演会の後には子ども達からの申告があり、認知件数が増加することもあります。昨年度、いじめアンケートの見直しを行いましたので、子ども達の中のSNSの実態については、今年度明らかになることが考えられます。その中で効果的な対策を行っていきたいと考えています。

新井会長 現状、認知件数については減ってきていると言えます。これが減る傾向になればいいなと思います。中学生ではPC、スマホ、タブレットでの誹謗中傷が昨年度に比べると倍ぐらいになっています。ただ、平成30年度あたりを見てもパーセンテージが高いので、コロナ禍の影響で増えたのかとも思いましたが、そうでもなかったようですね。子供の意見を反映したアンケートはこれからということになるのでしょうか。

事務局 今年度の5月から新しいアンケートで実施しております。

新井会長 ですから、令和5年度の数字に反映されてくるということですね。
それでは、協議に入ります。令和5年度伊丹市いじめ防止等の取組について、
(1)「伊丹市いじめ防止等のための基本的方針」の改訂について、事務局から願います。

事務局 「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂について、御説明します。
配布資料を御覧ください。

毎年、本審議会において、委員の皆様のご意見をもとに、改訂を行ってまいりました。昨年12月に12年ぶりに「生徒指導提要」が改訂され、生徒指導を行う上で、教職員が「児童の権利に関する条約」を理解することの重要性について示されました。本市におきましても、「子ども達の意見を表明する権利」については、大切にしてきたところですが、いじめ防止等の施策についても、当事者である児童生徒の声を反映させたものにしてきたいと考えております。

つきましては、重要な案件であり、できる限り多くの御意見を反映したものとするため今年度、1年間かけて、委員の皆様だけでなく、児童生徒、教員、保護者等の御意見も伺いながら改訂を進めてまいりたいと考えております。

配布資料の【日程】を御覧ください。審議会における議論を中心に、第4回本審議会において校正作業を完了させたいと考えております。本日が第1回目です。本日、御依頼をさせていただき、9月末までに委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。御依頼の詳細については、後ほど御説明いたします。10月23日開催予定の第2回において、委員の皆様をはじめ、児童生徒、教員、保護者等からいただきました御意見を反映したものを御示しますので、再度、12月1日までに御意見を頂戴したいと考えております。12月16日開催予定の「伊丹市いじめ防止フォーラム」において、小・中学生、高校生、保護者にも御参加いただき、その場で議論していただくと考えております。2月下旬に開催予定の第4回本審議会において、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂作業を終了し、その後、学校園に通知しま

すので、各学校において、令和6年度の「いじめ基本方針」策定等に活用いたします。

【改訂担当者】につきましては、伊丹市いじめ防止等対策審議会委員の皆様、伊丹市立小・中学校生徒、高校生、伊丹市立小・中・高校の教員、保護者とします。

【担当箇所】についてです。配布しております「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の冊子の目次項目に沿って、御依頼をさせていただきます。

I 策定の根拠につきましては、事務局が担当いたします。

II 基本姿勢については、方針の根幹に関わる部分ですので、審議会委員の皆様、児童生徒、教員、保護者の皆様をお願いしたいと考えております。お配りしております「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」冊子の2ページを御覧ください。検討いただきたい箇所をお伝えします。「1基本的な方向性」については、本方針において最も大切な部分です。御検討をお願いしたいと考えております。「2基本的な考え方(1)いじめの定義」につきましては、文部科学省が示す内容になりますので、このまま残します。「(2)いじめの防止」「(3)いじめの早期発見」「いじめへの対処」「(5)関係機関等との連携」については、手続きなど不変的な部分もごさいますが、理念の部分について、御検討をお願いしたいと考えております。

7ページ以降、III 対策の内容につきましては、「1組織の設置」は、事務局が担当いたします。

8ページから13ページ、「2教育委員会が実施する施策」について、審議会委員の皆様にご検討いただきたいと考えております。いじめ防止等の取組を強化するため、市教育委員会が実施すべき取組について追記をお願いできたらと考えております。いただきました御意見につきましては、第2回審議会において、御協議いただき、決定していきたいと考えております。13ページ以降、「3学校園が実施すべき施策」につきましては、小・中学校児童生徒、保護者、小・中学校教員に依頼します。

26ページ以降、「IV重大事態への対処」につきましては、法律の建付けのもとに調査主体や調査の実施等について伊丹市において定めております。こちらにつきましては、現在、次回以降、改めて事務局から御説明させていただきますので、現時点における見直しは不要でございます。

以上、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂内容についての御説明と御依頼でございます。よろしくお願いたします。

新井会長 ありがとうございます。まず、市の方針について改訂していくということですが、スケジュールと内容、担当の役割分担等について何か御質問はありますか。

新井会長 これまでの改訂時に児童生徒は参加していましたかね。

事務局 これまでの改訂の際は審議会委員の意見を中心に行っていました。小中幼稚園の校長先生に参加していただいておりますので、学校園の意見も踏まえていると認識しております。しかし、直接的に子ども達が意見を述べるということは、初めての取組になります。

新井会長 そういう意味では画期的だと思いますが、どうやって児童生徒から意見をもらうのか、各学校でどんな風に進めていくかというのを具体的に示さないといけないと思います。そのあたり御意見をいただければと思います。

小・中学校と高校に、児童会や生徒会があるので、代表の意見を聞いていくことが中心となるかと思えます。例えば、小学校では方針の理解が難しいところがあるかと思えますので、「いじめを防止するために学校でどんなことが出来るか」、「教育委員会にしてほしいことはないか」ということについて意見を貰えればと思います。中学校や高校ではある程度方針について理解が出来るかと思えますので、実際に方針を示した上で追加事項がないか、実際の生活と乖離がないかということ、生徒会担当者等を通じて聞いていくことになるかと思えます。

新井会長 学校の方はどうでしょう。

松山委員 2年ほど前から小学生もフォーラムに参加させていただき、意見も反映され、アン

ケートも改訂されています。事務局からあったように、まだ全員から意見を聞くというのは難しいと思いますので、まずは児童会や担当からというのがベストではないかと思えます。

菰口副会長 中学校の場合、どこの学校でも生徒会で仲間づくり等の取組はしています。フォーラムにも参加しております。全校生への周知については検討していかなければなりません。普段生徒会が行っている取組と方針がどれくらいマッチしているかというのは意見が出せると思います。フォーラムでも中学生や高校生が良い意見を出していましたので、この方向で行けるのではと思います。

新井会長 ありがとうございます。ぜひ子供の声が上がってくるようにできればと思います。

安達委員 昨年度も思ったことですが、こういう方針を定めても実際に個々の事案で方針に則した対応が出来なければ意味がないのではと思います。過去のいじめ対応で、どこの段階でつまづいてしまったのか、いじめ対応のマニュアルのポイント等、教えていただき、問題提起していただいたほうが改訂意見を出しやすいと思います。教員、生徒、保護者にとっても同じことが言えるかと思えます。

事務局 伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針は、平成 26 年の国の基本方針をもとに策定しているため、いじめ対応マニュアルや過去の失敗事例も踏まえた内容になっています。理念の部分について審議会の委員の皆様から意見をいただきたいと考えています。過去の失敗事例から学ぶことについては、校園長所長会や担当者会で事例をもとに説明する等勉強会を行っています。改訂のポイントとしては、方針自体が教師の視線で作られている部分があると思うので、それ以外の視点からの考えや、抜けているところなどについて御指摘いただければと思います。

廣重委員 事務局の一員としてこれまで改訂に関わっていましたが、様々な御意見をいただく中で、その時の事案や考え方について御意見をいただき盛り込んできました。加害者の意見や組織的な対応という意見が入ってきて、事務局としてはその時の最善のものとして作ってきたのですが、今回生徒指導提要の改訂もあり、これまで「させる」という目線で作ってきた部分の視点を大きく変えなければならないと感じています。事務局側が気づいていなかった、子供の視線や先生たちの目線を入れることで変えていきたいと思っています。今回の改訂では、私たち事務局自身が引っ張って行き過ぎないようにしたいと考えています。私たち自身の弱い視点について御意見をいただけたらありがたいと考えています。

事務局 これまでいじめの案件では、初期対応の部分で手こずってしまうことが非常に多いです。担任が抱え込んでしまい、結局抑えきれず大きな問題になることもありました。基本方針について、法についての理解等については行っているところですが、いじめの初期対応や組織的な対応等については、改めて、教員に伝わるような形で見直していきたいと思っております。

安達委員 生徒や保護者、現場教員の意見を聞くということが丸投げになってしまっただけではないと思います。その認識を共有していくことが必要だと考えます。担任の先生の抱え込みがあったということですが、チーム対応の重要性を強調しないといけないという視点が出てくると思います。考えてくださいという前にはある程度視点の提供がないと具体的な対応には結びつかないと感じています。

木下教育長 こども基本法が4月に施行され、生徒指導提要改訂が12年ぶりに改訂されました。この12年間で、子供や人権に関わる施策が変わってきました。そのようなところで、今大きな潮目の変化にあると思います。

私は子供に関わる大人の意識変革が最も大事かと思っています。例えば学校行事についても子供の意見を聞くことをやってほしい。そのようなことで、大人がどのような意識変革ができていくかということについては、まだ疑問を感じる部分はあります。会の冒頭でも申し上げましたが、理念と施策が一致して初めて効果が出ると思

ます。理念だけでは「こどもまんなか社会」はできないと考えています。

新井会長 もう少し事務局から、具体的に直したい部分について出した方が、議論が進みやすいのではと思いましたがいかがでしょうか。

廣重委員 改訂計画の担当箇所のところにも、全ての項目に伊丹市教育委員会事務局学校指導課を入れさせていただいております。法の改訂等についてまとめたものをお示しすることなど、大きな考え方や、内容の御提案をさせていただくこともできるかとは思っています。

新井会長 9月29日に事務局が意見を集約していくというスケジュールですよね。それで、事務局側の姿勢も示しながら10月23日の全体読み合わせの場面で議論するという方向で良いでしょうか。

事務局 審議会委員の方々には、色々な立場で御参加いただいておりますので、それぞれの立場からの御意見をいただければと思います。こちらが示してしまうと、どうしても教師目線の意見が入ってしまうため、それぞれの立場から広く意見を募りたいと考えております。10月23日には、いただいた御意見をもとに事務局で案を示しますので、それをもとに議論いただければと思います。

松本委員 小1から高3までの塾を経営しております。そこで、ホワイトボード等に子ども達に絵を描かせるということをしています。その中で、子供同士で競い合う中で揉める様子が見られます。そういったことを面白いなと思いつつ見ているのですが、勉強に向かうときに集中する子も中にはいます。保護者の方から、絵を描くことで落ち着くという話もありました。

今この場で、理念や法律ばかりの話が進んでおり違和感があります。学校行事等はパターン化されており、そのような中で改善点を発見するのは難しいと思います。先程申し上げたように、ペンを置いて自由に書かせることで新たな発見があると思います。それに対し、気づいたことをフィードバックし、気持ちを出させると面白いと思います。行事でのリーダーなど、役割に関係なく、子供が没頭できるようなことで表現できれば、何か発見があるのではないかと思います。

石崎委員 子供の本音を引き出すことが大事かと思います。CAPを通して先生方から、普段見られない姿を見ることができたという御意見をいただきます。暴力がどんなことかという気付きを共通認識し、権利につなげていくような話し合いをするのですが、子ども達もとても活発に取り組んでいます。このように日頃自分から出せないことを出す機会は大事だと思っています。子ども達の本音を引き出す、そして取りこぼしのないようにしていただけたらと思います。

新井会長 子供から広く、柔軟に聞けるといいなと思います。あと、個人的にはどれだけ市民の方がこれを読んでいるかというのも気になります。学校だけでなく、学校に関わっていない大人も含めてどう読んでいるのかというのが気になります。加えて、子供の意見を学校の基本方針にもっと反映できればとも思います。小学校なら小学生の言葉、中学校なら中学生が分かる言葉でいいのではと思います。

さらに、大人がどう思っているのかということも気になります。関係機関も含め、伊丹市という観点でいじめをどう捉えていくのかということに子供の意見を反映させていく必要があると感じました。また、学校の基本方針と市の基本方針をうまく連動させながら子供の声を拾うことができればと思いました。

青木委員 改訂計画についてですが、担当者の割り振りは何を基準に定められているのですか。当事者の子供の意見は基本的には全部聞くべきではないでしょうか。児童福祉法も昨年度改訂され、子供の意見表明も明確に規定されています。割り振りの中の、策定の根拠、組織の設置にあたるのが教育委員会事務局というのは、組織の関係で分かります。しかし、教育委員会が実施する施策の中の(1)いじめの防止の②児童生徒の主体的な活動の推進と記載されているにも関わらず、子供当事者の意見は聞かない

のかという疑問を感じます。重大事態への対処については、事実関係を明確にするための調査の実施として被害児童生徒からの聞き取りに関する記述があるにも関わらず、子供には聞かないという整理になっています。これは直すことはできないのでしょうか。

事務局 確かに、子供の主体的な活動の推進等については子供の意見集めてもいいのかなと感じました。内容については再度見直しさせていただこうと思います。重大事態についてはなかなか子供の意見を聞くには重たいとも思います。その辺り、総合的に事務局側で判断させていただけたらと思います。

青木委員 重大事態の対象が重たいから子供の意見を聞かないというのは納得できません。いじめを受けた場合の生徒からの聴き取りの部分で、自分がいじめを受けた場合、こういう風に聞いてほしいという意見が出てくると思います。大人の視点にない聴き方をしてほしいという意見が出てくるかもしれないのに、話し合いから排除するという考え方は良くないかと思えます。

事務局 聴き取りをする場面でどうするかという意見は集めることは可能かと思えます。ただ、重大事態が起こった後の進め方については、子供の意見を聞くのは難しいと思っています。

新井会長 今まで子供の声を聴くというのは自治体レベルの基本方針の策定ではほとんどないと思えます。子供の意見を聞くということで負担もあるため、事務局側で分担したのだと思いますが、学校で先生方が子ども達に意見を聞くときにどういう聞き方をするのかは考えなければならぬと思えます。重大事態について市の方針にはこうあるが、聞き方についてどうかという質問の仕方がある程度示さないと、学校も難しいと思えます。どう進めるのかという部分が大事かと思えます。

青木委員から出た意見としては、関わる場所は関わるようにして広く意見いただければということで、工夫は必要かと思えますが考えていただければと思えます。

山口委員 改訂担当者の話が出ていたと思えますが、伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針に、就学前教育・保育の意義について詳しく記載があります。小学校1、2年生でいじめが多いと聞いて、やはり就学前施設でもいじめの原因になるようなことが起こっていないかということを感じます。改訂担当者のところが小中高の先生とありますが、就学前施設の教員も参加させていただければと思えます。

新井会長 担当者の中に小中高教員に加えて、幼稚園、保育所の先生を入れたらどうかということですね。

事務局 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

菰口副会長 今回の改訂の目的は、生徒指導提要が改訂されたことによって児童生徒の権利に関する条約の理解が求められる中、いじめ防止等の施策についても当事者である児童生徒の意見を表明する権利を尊重し、その声を改訂に反映させ、実効性のあるものにしていくということが目的でよろしいのですね。

それであれば、必ず生徒指導提要と子供目線という2つのフィルターをかけながら各委員から御意見をいただくという考え方で良いのでしょうか。理念から具体的などころまで、色々な角度から見直しについての話が上がっているので、確認をさせていただきたいです。

また、方針の中にはどこまで具体的なことを載せるのでしょうか。入れれば入れるほど方針は増えると思えます。その辺りを教えていただきたいです。

事務局 大きなところはこども基本法に基づくところで、子ども達の声聞くことがベースかと思えます。基本的な方針は、形が決まっているものではないため、改訂を進めていく中で実効性のあるものになりたいと考えています。そのため、ある程度具体的に記述する必要があると考えています。10月に素案を作成しますが、一目でいじめに対す

る取組がわかるようにしたいと思っています。形だけでないものにしたいと思っています。

新井会長

子供の意見表明権利を尊重し、市で作る基本方針に活かすということは大変なことではありますが、大事なことだと思います。これを進めていくことが子供の考え方を知ることになります。これまで、我々大人側が望ましいと思ってやってきたつもりですが、こちらの望ましさと子供の望ましさが必ずしも一致するわけではありません。子供に対して迎合するのではなく、子供の考え方を尊重しながら我々の思いをぶつけていくことになると思います。毎年改訂に携わってきましたが、今回は特に、子供の声を聞くという意識をもってそれぞれの立場で意見をいただければと思います。割り振りについてももう少し事務局側から広げてもいいのではないのでしょうか。

重ねてになりますが、子供の意見の聞き方については、しっかりと考えないといけないと思います。これについては副会長含め、学校側とよく御相談いただきたいと思っています。

石崎委員

子供自身にできることはたくさんあると思います。そこを引き出していけるように、意見を聞いていくことが大事かと思っています。

新井会長

ありがとうございます。子供自身に何ができるのか、大人に何ができるのかという観点もあっていいと思います。まとめていくのが大変かもしれませんが、一気に進めるのではなく、取り入れるところは取り入れて、やれるところから広げていくのも一つかと思っています。

林委員

以前、いじめをした側の子供の背景について、親は自分の子供はいじめをするような子ではない、家ではきちっと指導しているということでしたが、実は色々とストレスをためており、それがいじめにつながったという話を聞きました。その話を聞いて、子ども達はいじめた理由まで周りの大人に発信しているのか気になりました。いじめる子供に関しても、その子のことを知っていくことが大事かと思いました。いじめをしてしまう理由が、ただ相手のことが気にいらないからではなく、ストレスをためて仕方なくというところもあるのだなと感じました。

新井会長

加害者にどうアプローチするのかというのも一つですし、いじめをしない子供を育てるためには、なぜいじめをするのかということも問うことも大事かと思っています。加害者への指導、助言を熱くしていく必要があるという御意見ということで承りました。保護者の立場からいかがでしょうか。感想でも結構です。

太田委員

今回初めて参加させていただき、子供のために色々と大人がこのように考えてくださっているのだと感じました。私自身、中学生と高校生の子供がおり、いじめについて保護者は自分の子がいじめられたらどうしようというのは考えますが、自分の子がいじめていたらどうしようというのはあまり考えないように思います。保護者の立場から見ると、こんなことがいじめなのかと思うこともあります。子供は家では自分に都合のいいことを言うことがあるため、うちの子がなぜ学校で指導されなければならないのかと感じている保護者は多々いるかと思っています。

そのようなことから、保護者の教育というのがとても大事であると思います。子供は学校でいじめに関しての教育を受けているということは非常に感じるため、保護者の意識とかけ離れているように思います。子供の間で問題になっていることが保護者は問題になっていると認識していないと感じます。そういった視点や、家庭教育の視点も盛り込んでいただけたら、もっと保護者に周知していける基本方針になっていくのではと思います。

新井会長

子供の問題から保護者の問題にすり替わっていくことも実際の対応ではあります。法の定義も広範囲的になっており、その埋め合わせもしなければならないことかと思っています。

それでは次に、(2)「伊丹市いじめアンケート調査用紙の変更」について協議いたします。事務局から説明をお願いします。

「伊丹市いじめアンケート」調査用紙の変更について御報告いたします。

昨年度の当審議会において、委員の皆様から、アンケート調査用紙の項目やレイアウト等について、よりいじめの実態を把握することができ、子ども達にとっても回答しやすいものに改訂したらどうか、という御意見を頂戴し検討を重ねてまいりました。委員の皆様のご意見に加え、昨年度の「伊丹市いじめ防止フォーラム」において、当事者である小・中・高等学校の代表児童生徒からも意見を伺い、改訂いたしました。

昨年度の第4回審議会において、委員の皆様には御提示させていただきましたが、今年度、新たに委員に就任いただいた方もおられますし、若干レイアウトを変更した部分がございますので再度、御報告させていただきます。

配布資料を御覧ください。

小学校低学年用、小学校高学年用、中・高等学校用の3種類ございますが、本日は、小学校高学年用で従来からの変更点を中心に御説明いたします。

1点目、今回の改訂により、記名式で行います。子ども達からは、解決を図るためには、記名式がよいとの声があがりました。記名式にすることで、より迅速な対応が可能になると考えております。

2点目、今回の改訂から、全てのいじめの内容について、はい/いいえを回答するようにしました。従来の形では、冒頭で1回いじめ被害の有無について尋ねるものでした。一つ一つの内容について、しっかりと振り返りを行ってもらうという観点から、このような形にしております。このことにより、今まで以上に、多くのいじめを認知することができ、つらい思いを抱えている児童生徒に救いの手を差し伸べることができるのではないかと考えております。

3点目、今回調査から発生場所を選んでもらうことにしております。委員の皆様から、ネット上で発生したのか、そうでないのかの区別を把握することで、対策や啓発に活かすことができるのではないかとのご意見をいただき、このように改訂しております。

4点目、いじめの継続について、②続いているが、不安がある、③続いているが、不安もない、の項目を追加しました。従来は、「続いている」のみの回答でしたが、行為自体が止んでいても、不安を抱える児童生徒を把握し、対策やケアに当たることができると考えております。こちらにつきましては、先ほど御説明しました、いじめの解消の2要件に合わせております。また、④分からない、も追加しています。これらにより、いじめの継続について、教師が適切に実態を把握し、適切な対応に努めることができるようになると考えております。

次のページを御覧ください。ここからは、いじめの目撃情報について尋ねるものです。

5点目、質問項目を、「いじめを見たり、聞いたり」とし、「聞いたり」を追加しています。見たわけではないが、聞いたことがある、噂を聞いたなどの情報であっても、申告してもらうことで、指導に活かすことができると考えております。

6点目、こちらにつきましても、発生場所を確認することとします。

7点目、いじめの継続について、こちらについても「分からない」を追加しました。

8点目、教師との相談について、従来は担任による教育相談を想定しておりましたが、今回調査から、相談を行いたい先生を選べるようにしています。子ども達から、担任の先生以外に相談したいこともある、スクールカウンセラーと話がしたいなどの声をいただきました。気軽に教師と相談ができる環境づくりの一助となればと考えております。

9点目、アンケートの最後に、「困ったことがあれば、一人で悩まずいつでも周りの大人に相談してください」というメッセージを載せました。こちら、委員の皆様からの御意見を反映させていただきました。

以上、9点について変更し、今年度から実施しております。さらに多くのいじめを認知し、苦しんでいる児童生徒を減らしたい、との思いで今回の改訂を行いました。今年度調査については、現在、集計中でございますので、次回本審議会において結果について御報告いたします。よろしく御報告いたします。

- 新井会長 今、説明がありました「伊丹市いじめアンケート調査用紙の変更」について、御質問等ありましたらお願いします。
- 新井会長 それでは次の審議会で結果が出てくるということかと思っておりますので、よろしく願いいたします。次に（３）「伊丹市いじめ防止フォーラム」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 配布資料「これまでのいじめ防止フォーラムについて」を御覧ください。
伊丹市いじめ防止フォーラムは、平成 26 年度から、新井会長にファシリテーターを務めていただき、毎年、小・中学生、教員、保護者、警察をはじめとした関係機関等が一堂に会して、社会総がかりでいじめを防止する意識を高めることを目的に開催しております。資料には、平成 29 年度以降の取組について概要を載せております。
令和 4 年度は、「伊丹市の進めるいじめ防止等の取組を考える」をテーマに、市内小・中学生、高校生の代表による「子供版いじめ防止フォーラム」を開催しました。伊丹市のいじめの現状について、小・中学生、高校生から生の声を聞き、特に SNS 上のいじめについて、子ども達の間で起こっている現状についての理解を深めました。また、市内統一で実施している「いじめアンケート」について、当事者の視点から意見をもらい、改訂しました。このように、いじめ防止フォーラムでいただいた様々な声をもとに、いじめ防止等に係る市内の取組や各校のいじめ防止等の対策に生かしています。
今年度につきましては、先ほど御説明しましたように、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂とリンクさせ、小・中・高校生、保護者に参加いただき、改訂案について議論をしていただこうと考えております。審議会委員の皆様には、当日、各テーブルにおいて進行の見守りをしていただき、必要に応じて、お声かけなどいただけたらと考えております。運営方法等の詳細につきましては、10 月 23 日（月）第 2 回当審議会において御説明いたします。
今年度のフォーラムにつきましては、12 月 16 日（土）午後開催予定です。会場は、伊丹市立産業振興センターで調整中です。よろしく願いいたします。
- 新井会長 先ほどの基本方針改訂の流れで子ども達や保護者から意見をいただく場にしていきたいということですね。今の説明について、何か御質問はありませんか。
- 新井会長 では、大枠についてはこれで、具体については先に検討ということをお願いいたします。基本方針見直しの一貫としてフォーラムで協議をするということをお願いいたします。
これまでにいただきました御意見をもとに、「いじめ防止フォーラム」について、検討してまいります。本日、予定していた内容は以上になります。この他に何かございませんでしょうか。
- 新井会長 それでは本日いただきました御意見について、事務局で協議を行い、伊丹市のいじめ防止の取組に活かしていただければと思います。本日はこれまでといたしまして、事務局にマイクをお返しいたします。
- 事務局 本日は、長時間、熱心に御審議いただきましてありがとうございます。次回、第 2 回の日程につきましては、10 月 23 日（月）13 時から予定しております。
以上で本日の会議を閉会させていただきます。長時間お疲れ様でございました。お気をつけてお帰りください。